

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和4年10月13日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200037 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200033 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所 (現在は、B 事業所) における次の表の第一欄に掲げる請求期間①及び③から⑤までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

請求期間①及び③から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①及び③から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者の A 事業所における請求期間③及び④の標準賞与額を、それぞれ次の表の第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

請求期間③及び④の第三欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
① 平成 19 年 8 月 31 日	15 万円	—
③ 平成 22 年 8 月 31 日	7 万 2,000 円	13 万円
④ 平成 29 年 8 月 31 日	19 万 8,000 円	20 万円
⑤ 平成 29 年 12 月 31 日	27 万円	—

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 8 月  
② 平成 21 年 8 月  
③ 平成 22 年 8 月  
④ 平成 29 年 8 月  
⑤ 平成 29 年 12 月

A 事業所から請求期間に係る賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金記録によると、当該賞与の記録がない。請求期間に係る賞与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①及び③から⑤まで (次の表の第一欄に掲げる期間) について、請求者が提出した賞与明細書により、請求者は、A 事業所から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び③から⑤までの標準賞与額について、前述の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

また、請求期間①及び③から⑤までに係る賞与の支給日については、前述の賞与明細書には賞与の支給日の記載がなく、B事業所は、賞与支給日の根拠となる資料を保管していない旨回答しており、支給日の特定ができないことから、当該期間の月の末日を支給日とすることが妥当である。

第一欄	第二欄	第三欄
① 平成 19 年 8 月 31 日	15 万円	—
③ 平成 22 年 8 月 31 日	7 万 2,000 円	13 万円
④ 平成 29 年 8 月 31 日	19 万 8,000 円	20 万円
⑤ 平成 29 年 12 月 31 日	27 万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び③から⑤までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付した旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間③及び④について、請求者が提出した賞与明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を上回っていることから、当該期間の標準賞与額について、上記 1 の表の第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の賞与明細書によると、請求者は、第三欄に掲げる訂正後の標準賞与額（第二欄に掲げる訂正前の標準賞与額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（第二欄に掲げる訂正前の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、請求者が提出した平成 21 年 8 月分とする賞与明細書に記載されている控除額の厚生年金保険料額及び健康保険料額は、平成 21 年 8 月当時の法定の各保険料率で算出した保険料額とは相違しており、一方で平成 24 年 8 月当時の法定の各保険料率で算出した保険料額と一致している上、賞与額は、オンライン記録の平成 24 年 8 月 10 日の標準賞与額と一致していることから、当該明細書は、平成 24 年 8 月 10 日支給の賞与に係る明細書であることがうかがえる。

また、請求者の住所地である C 町が提出した請求者に係る平成 22 年度（平成 21 年分）の国民健康保険税及び介護保険料賦課資料について（回答）（以下「当該資料」という。）により、平成 21 年の給与収入額及び社会保険料控除額は確認できるものの、B事業所は、請求者の賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、請求者自身も提出した賞与明細書及び給与

明細書以外に明細書を所持しておらず、当該資料からは、請求期間②に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において賞与の支給を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200062 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200034 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から平成 21 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間の標準報酬月額については、既に以前の訂正請求で訂正が決定されているが、訂正後の標準報酬月額よりも高い給与が支給されていたので、給与支給額に見合う標準報酬月額を保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

今回、請求者は、過去に年金記録の訂正請求において訂正が行われた請求期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低く記録されているとして、再度、請求期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を求めているところ、A 社が提出した賃金台帳によると、請求者の請求期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（38 万円）を上回っていることが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（38 万円）と同額であることが確認できる。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。